

— 事例 —

- ・訪問してきた業者に「近所の工事であいさつに
来た。お宅の屋根が壊れているのが見えたの
で、無料で点検してあげる」などと言われ、
「このままだと大変なことになる」などと不安
をあおられて、高額な契約を勧誘された。
- ・排水管の点検清掃をするという業者が訪ねてき
た。代金は1万円と言うので、清掃してもらっ
たところ、「排水管の一部が割れている」と言
われ、排水管の修理のほかに、床下を除湿する
工事で200万円の契約をしてしまった。
- ・「給湯器の定期点検をする」と電話があり、ガ
ス会社からの電話と思ったら、全く関係のない
業者で、不要な工事をさせられた。

— 助言 —

- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消
費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせ
る手口です。一度契約すると次々と別の契約を
迫られるケースもあります。業者から訪問して
くる場合は、安易に点検をさせないようにしま
しょう。
- 業者から工事を勧誘されたとしても、その場で
契約しないようにしましょう。複数の業者から
見積もりを取って比較検討することが大切です。
- 訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け
取った日から8日以内であればクーリング・オフ
を行うことが可能です。すぐに消費生活セン
ターにご相談ください。

屋根工事の点検商法のトラブルが増えています
— 典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます！ —

こんなトークにご注意を！！

「近所の工事のご挨拶に来ました」
「屋根が浮いているみたいですね。**親切**
無料で点検してあげます」

安心

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」
「瓦が飛んで近所の人にも迷惑が…」

そんな…雨漏りする前に早く修理しないと…

お得

「この場で契約するなら特別に安くしますよ」
「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」

【知っておいて！トラブル回避のポイント！】

- ・突然訪問してきた業者には安易に点検させない
- ・すぐに契約せず、複数社から見積りを取るなど十分に検討する
- ・保険金を利用できるというトークには気を付ける
- ・クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある
- ・困ったときは最寄りの消費生活センター等に相談

**悪質な業者は点検後に
不安をあおり、巧みなトーク
で契約させようとします！**

独立行政法人
国民生活センター

問市消費生活センター(☎382-2228)困ったときは、ひとりで悩まず、早めに消費生活センターまでご
相談ください。相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分